

市民事業等支援制度 概要

1 目的

NPO等が行う水源環境保全・再生に係る活動を支援することで、県民主体の取組の推進及び行政とNPO等との協働による特別対策事業の推進を図る。

2 交付対象事業等

(1) 交付対象団体

- ・ 5人以上で構成する団体(県外に事務所を置く団体も含む)であること。
- ・ 企業が主体の活動は、活動内容が非営利活動であっても対象外とする。(ただし、企業等の内部ボランティア団体や労働組合等が主体の活動は対象とする。)
- ・ 会計処理や情報公開が明確化されている団体であること。

(2) 交付対象事業実施箇所

- ・ 神奈川県内の水源保全地域内を対象とする活動に限る。
- ・ ただし、普及啓発・教育活動については、相模川水系、酒匂川水系の県外上流域を対象とする活動についても交付対象に含む。

(3) 交付対象事業

ア 実行5か年計画の特別対策事業の市民活動版

実行5か年計画に位置付けられている1～9番までの9つの事業に類する実践活動であること。(少なくとも3年程度は事業継続の意志があること。)

(ア) 森林整備事業

- ・ 植樹、間伐、溪畔林整備、間伐材の搬出・集材等の森林整備活動
- ・ 上記活動を行うための作業道の整備 等

(イ) 森林整備以外の事業

- ・ 河川・水路の浄化対策、地下水かん養のための水田借り上げ
- ・ 多自然型河川整備に係る維持管理活動
- ・ 河川(水中)の清掃
- ・ 土砂流出防止のための自然路の整備 等

(ウ) 上記ア、イにかかる資機材等の購入

イ 普及啓発・教育活動

神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象に実施するもので、水源保全地域における現場での活動プログラムや、現場での経験に基づく普及教育プログラムを有する活動であること。

- ・ 植樹・下草刈等の体験教室
- ・ 間伐等を行う講習会やチェーンソー取扱講習会
- ・ 炭焼き体験会
- ・ 里山見学会
- ・ 上流域の実情を伝える学習会 等

ウ 調査研究活動

水源環境保全・再生を目的とした調査・研究活動であること。

- ・ 水質調査、河川生物調査、樹林地調査、遊水池調査 等